

## 民事信託口預金口座

(2020年10月1日現在適用中)

	項目	内容
1	取引種類	・普通預金、決済用預金、定期預金
2	販売対象	・受託者・委託者・受益者いずれも個人さま（3親等以内の親族） ・自益信託（委託者兼受益者）
3	取扱店舗	・全店
4	口座開設手続	・口座開設には当行所定の審査があり、審査結果によっては口座を開設できない場合があります。 ・窓口来店時の即日口座開設はできません。
5	口座名義	・「委託者□□ 受託者○○ 信託口」となります。
6	預入方法 払戻方法	・信託契約書に基づき、受託者ご本人さまからのお申し出にのみご対応いたします。 ・委託者、および代理人等によるお取引はご対応いたしかねます。
7	民事信託契約書	・民事信託契約書は、専門士（弁護士、司法書士、行政書士のいずれか）により作成されたものに限りです。 ・最終的に公正証書とした契約書が必要となります。
8	手数料	・口座開設手数料 55,000 円（税込）
9	付加できる特約事項	・キャッシュカードをご利用いただけます。 ・インターネットモバイルバンキングをご利用いただけます。
10	預金保険	・普通預金、定期預金につきましては、預金保険対象商品です。 （受託者ご本人さま名義で当行に保有するご預金と併せて、元本 1,000 万円までとその利息までが預金保険法に基づき保護されます。） ・決済用預金につきましては、全額が預金保険法に基づき保護されます。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109